

オーダーメイド集計の利用条件及びオーダーメイド集計・匿名データの利用手続の見直しについて

平成 27 年 6 月 10 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 オーダーメイド集計の利用条件の緩和

(1) 背景

○ いわゆるオーダーメイド集計（統計法第 34 条）について、制度開始以降、利用実績は伸び悩んでおり¹、他方、統計を含む行政が保有するデータの民間活用しビジネス創出を進める機運が高まっており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている²。また、欧米等諸外国においては、一般的にオーダーメイド集計について特段の利用目的制限を設けておらず、ビジネス目的でも利用が可能とみられる。³

こうした背景を受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、「セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、（略）オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討」を行うこととされた。

【参考】公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）抜粋

【別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策】		
第 3 公的統計の整備に必要な事項		
4 統計データの有効活用の推進		
(1) 調査票情報等の提供及び活用		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。

【参考】これまでの利用件数

	オーダーメイド集計						(参考)匿名データ					
	学術研究					高等教育	学術研究					高等教育
	総数	内数					総数	内数				
大学		独法、財団等	民間企業	行政機関等	大学	独法、財団等		民間企業	行政機関等			
H21 年度	4	4	0	0	0	0	18	18	0	0	0	2
H22 年度	12	12	0	0	0	0	36	32	4	0	0	2
H23 年度	10	6	2	2	0	0	30	28	2	0	0	3
H24 年度	19	17	1	1	0	0	29	26	2	0	1	3
H25 年度	12	9	1	1	1	1	37	36	0	1	0	4
合計	57	48	4	4	1	1	150	140	8	1	1	14

¹ 「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 24 年 9 月統計委員会）

² 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においては、「統計データについては、透明化・オープン化、オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新 5 年計画の策定に反映させ、その推進を図る」とされている。また、基本計画においては、「骨太方針においては、統計データの透明化・オープン化等を、第 II 期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている。」とされている。

³ 第 12 回統計データの二次的利用促進に関する研究会（平成 24 年 3 月）資料 1

(2) 民間企業ヒアリング・研究会における主な意見

- オーダーメイド集計の利用条件について、民間企業ヒアリングや統計データの二次的利用促進に関する研究会等において意見を聴取した。聴取した意見は以下のとおりであるが、研究会では、事務局が示した基本的な方向性（利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。法改正をせず段階的な緩和。異なる手数料設定の見送りなど）については概ね意見の一致が図られた。

(企業ヒアリング等)

- ・ 企業は経営計画への利用など営利目的も可としないと利用は厳しいのではないかと。
- ・ 企業にとって、研究成果の公表義務はハードルが高い。
- ・ 学術目的限定では、行政機関からの調査研究も利用できない。行政機関の利用を明確に認めるべきである。
- ・ 社会教育などへの利用は認められてもいいのではないかと。（昨年9月の統計関連学会における有識者意見。ただし、現時点では具体的ニーズについての情報が乏しい。）

(研究会)

- ・ 利用者の裾野は広くない状況であり、データ分析スキルを有する人材を登録してもらいそうした者であれば利用を認めるという仕組みも考えられるのではないかと。
- ・ 社会教育や初等教育、企業における研修であっても、将来的に統計リテラシーの向上に資するような利用であれば認めてもよいのではないかと。また、統計リテラシーの向上につながるような利用であるかどうかについては、利用に関する報告を求めることで担保するという考え方もできるのではないかと。
- ・ オーダーメイド集計を一旦公表すれば以降の利用は自由な面があり、先行者の利益を確保しつつ、公益性の担保をとる仕組みがいいのではないかと。

(3) 見直し案

- 以上を踏まえ、法第34条で規定する「学術研究の発展に資すると認める場合（その他の総務省令で定める場合）」を前提とした上で、利用条件を緩和するため、省令（統計法施行規則（平成20年総務省令第145号））、告示（平成21年総務省告示第457号）、ガイドライン（委託による統計の作成等に係るガイドライン）を関係府省等とも調整して今年度中に見直すこととする。

なお、オンデマンド集計については、引き続き技術的検証を進める必要があること、結果的にはオーダーメイド集計以外の利用形態（例えば、32条に基づく追加集計）に整理される可能性もあることから本改正では取り扱わない。

- 「学術研究の発展に資すると認められる」利用条件の見直しの考え方

現行の省令では、以下のすべてに該当することが必要となっているが、法の趣旨の範囲内で見直す。

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる場合（①）
- ・ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること（②）
- ・ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること（③）

(参考) 匿名データの学術研究の発展に資すると認められる提供の要件は、①～③に加え、「匿名データを統計の作成等にのみ用いること」、「匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられてい

ること」すべてに該当することが求められる。

現行（すべてに該当）	見直し案（すべてに該当）
<u>学術研究の発展に資すると認められる場合（①）</u>	（変更なし）
<u>統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること（②）</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">＜ガイドライン＞</p> <p>一旦公表された学術研究の成果が副次的に営利目的に利用されることは可だが、<u>公表前の営利目的利用は禁止</u></p> </div>	<u>統計成果物を研究の用に供すること</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究の用に供することを直接の目的としなくとも、例えば、営利企業が通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可とするもの。ただし、学術研究の発展に資すると認められる研究であることが必要。（「学術研究」という表現により、企業等の利用が制約を受けるという印象をもたれており、「研究」とすることで企業の利用の促進効果も期待される。） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">＜ガイドライン＞</p> <p style="text-align: center;"><u>成果等の公表は、営利目的利用後でも可とする。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、シンクタンクが調査研究業務に使う場合であって、成果をまず顧客に対して報告した後、公表することを可とするもの。
<u>統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること（③）</u>	<u>「研究成果」又は「統計成果物そのもの（オーダーメイド集計の集計結果）と研究の内容（統計成果物を用いた概要がわかるもの）」が公表されること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究の発展に資するため、公表要件自体は引き続き必要。ただし、上記のとおり、研究成果等の公表は、営利目的利用後でも可。 ・ また、「統計成果物と研究の内容」が公表されることにより、他者が同様の研究を実施できると考えられるため、公表対象の選択肢として追加。 <p>※ 公表に当たっては、通常の企業活動の一環として研究を行う場合に配慮して、研究等の完了から公表までのタイムラグ（原則1年程度）を認める。</p>

（補足）上記以外の民間企業ヒアリング・研究会における主な意見への対応

- ・ 社会教育や初等教育、企業内研修について

具体的ニーズについての情報が少ないため、本改正では、現行の高等教育目的から教育目的一般への拡大は行わない。ただし、研究を伴う場合は利用可。

- ・ 利用者の登録制度（データ分析スキルの証明）について

制度の趣旨として、利用者は広く「一般」としており、新たな資格要件は設けないが、統計リテラシーが不足している者（集計事項、データ構造、標本調査の推計の限界などを理解していない者）に対しては、例えば、希望者には、利用者講習を実施。

なお、企業等の研究について、国が「お墨付きを与えている」といった印象をもたれないようにする必要があり、研究成果の公表時には、「当該研究は、●●省●●調査のオーダーメイド集計の結果を用いたものであるが、利用者が独自に行ったものである」旨明記させる。（現状も同様であるが、これまでより対象が広がることから一層の徹底が必要。）

- ・ 公的機関の利用について

公的機関の関与による調査研究（委託調査研究等）は原則利用を認めるが、研究成果等の公表は必要である。

(4) 御議論をいただきたい点

- 利用を認めるもの
 - ・ 利用を認めるものは「(学術研究の発展に資する) 研究」の用に供すること
 - 学術研究の発展に資する研究かどうかについては、当該研究が一般に活用できる余地の有無により判断してはどうか(わかりやすい判断基準が必要ではないか。また、それに対応する申請事項の設定も必要ではないか。)
 - 利用を認めないものの例としては、以下のものが考えられるのではないか。
 - e. g. 統計成果物を用いた研究内容が不明確なもの
 - 研究を伴わないもの(統計成果物の販売など)
 - 例えば、企業の出店計画や営業活動への利用は、どのような内容であれば「学術研究の発展に資する研究の用に供するもの」と認めるのか。

- 研究成果に代わる公表「統計成果物そのものと研究の内容(統計成果物を用いた概要がわかるもの)」
 - ・ 利用者に過度の負担を課さないことと「学術研究の発展に資する」ことの担保をどのように両立するか。
 - 「統計成果物を用いた概要」(統計成果物から研究成果が得られるまでの分析プロセス)は、どの程度明らかにする必要があるか。

- その他(例えば、研究成果等の公表までのタイムラグ)

2 オーダーメイド集計・匿名データの利用手続の改正

上記1のオーダーメイド集計の利用条件の見直しにあわせ、オーダーメイド集計及び匿名データの利用手続について、省令（統計法施行規則（平成20年総務省令第145号））、告示（平成21年総務省告示第457号）、ガイドライン（委託による統計の作成等に係るガイドライン、匿名データの作成・提供に係るガイドライン）の見直しも行う。

<p>①利用者による申出書（委託申出書又は提供依頼申出書）の作成・送付</p>	<p>○<u>法人による利用の場合の本人確認手続について、法人の代表者の生年月日の記載や証明書（運転免許証等）の提出は不要とする。</u> （省令・告示・ガイドライン改正）</p> <p>○申出書について、提供希望年月日の希望理由の記載を不要とする。 （告示・ガイドライン改正）</p> <p>○<u>法人による利用の場合の本人確認手続について、証明書類として提示又は提出を求めている登記事項証明書・印鑑登録証明書について、原本ではなく写し（コピー）で可とする。</u> ※ 省令は写しでよいと解釈可能。 （ガイドライン改正）</p> <p>○（独）統計センターが提供事務を行っているものについて、複数府省が所管する統計調査のサービスの提供を受ける場合、所管府省ごとに申出書を作成することとなっているが、まとめて1件の申出として処理してもよいこととする。 （ガイドライン改正）</p>
<p>②依頼申出書の審査、手数料額積算、手数料額・審査結果等の通知</p>	<p>○匿名データの利用場所が日本国外である場合、過去に匿名データの利用経験があり、同一の利用条件（利用環境）の下で新たに申出を行う場合、来日によるヒアリング対応を免除する。 （ガイドライン改正）</p> <p>○提供の諾否通知について、「文書により通知する」としているが、電子メールによる連絡でも問題ない旨を明確化する。 （ガイドライン改正）</p>
<p>③利用者による依頼書、契約書類の作成・送付</p>	<p>○オーダーメイド集計について、契約書の作成を省略できるようにする。（収入印紙及び郵送料の軽減となる。契約内容の明確化については、承諾通知書への契約約款の添付等により担保する。）</p> <p>※ 会計法第29条の8第1項の規定に基づく予決令第100条の2第1項の規定による。</p> <p>○会計法（昭和22年法律第35号） 第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。 2 （略）</p> <p>○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号） （契約書の作成を省略することができる場合） 第百条之二 会計法第二十九条の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。</p>

	<p>一 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは<u>随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約するときは、二百万円）を超えないもの</u>をするとき。</p> <p>二 せり売りに付するとき。</p> <p>三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。</p> <p>四 第一号に規定するもの以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>2 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 財務大臣は、前項の協議が整ったときは、会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>(ガイドライン改正)</p> <p>○匿名データの依頼書について、利用期間の始期及び終期を記載することとなっているが、終期のみとする。(準備出来次第、できるだけ速やかにデータ提供するため。なお、申出書については既に対応済み。)</p> <p>(告示・ガイドライン改正)</p>
<p>④利用者による成果の公表、実績報告書の提出</p>	<p>○利用実績報告書の様式について、報告対象となる利用を特定するために依頼書の提出年月日を記載することとなっているが、申出書の提出年月日の記載に変更する。(依頼書は、途中の追加・変更により日付が複数存在する場合があります煩瑣。また、延長申請等の他の手続では申出書ベースとなっている。)</p> <p>(告示・ガイドライン改正)</p>
<p>⑤その他</p>	<p>○代理人について、所属・連絡先等の変更があった場合の手続を明確化する。(ガイドライン改正)</p> <p>○公的機関（各府省、都道府県等）が利用者となる場合の手続を明確化する。(ガイドライン改正)</p> <p>○その他誤植等の修正（省令、告示・ガイドライン改正）</p>

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

【趣旨】

本条は、新法において設ける調査票情報の新たな利用形態として、行政機関の長又は届出独立行政法人等（以下「調査実施者」という。）が、一般からの個別の委託を受けて統計の作成等を行うために調査票情報を利用することができる旨を定めたものである。

【解説】

1 新たな利用形態の必要性和制約

調査票情報の利用又は提供については、第32条において、調査実施者内部における二次利用を定めているほか、第33条第1号において、行政機関や地方公共団体などが利用する場合などの高度の公益性が認められる場合に、調査票情報を提供することができる旨を定めている。しかし、行政機関の活動とは直接の関連性を持たず独自に研究活動を行っている大学の研究者等については、第33条第2号の要件に該当しない限り、調査票情報の提供を受けることはできない。

これは、調査票情報が、本来的には、当該統計調査を実施する際に予定されていた統計を作成するために集められた情報であり、その秘密保護については、第3条の基本理念において「公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない」（第4項）と規定されているだけでなく、第4章において具体的な守秘義務として規定されており（第41条及び第43条）、これが公的統計制度に対する国民の信頼を確保するための重要な要素であることを踏まえ、調査票情報の広範な提供は、この信頼確保に疑義を生ぜしめるおそれがあると考えられたためである。

しかし、公的統計が「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（第1条）であること、また、基幹統計の要件である第2条第4項第3号ロにおいて「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」が掲げられていることにかんがみれば、統計を作成する原データである調査票情報についても、上記秘密保護に留意した上で、可能な範囲で利用の拡大を図ることが法意に沿うものと言える。

このようないわば相反する要請を充足するものとして今回創設したのが、委託による統計の作成等（いわゆる「オーダーメイド集計」）である。

これは、調査実施者が一般からの個別の委託を受けて調査票情報を用いた統計の作成等を行い、委託した者（以下「依頼者」という。）に対しては作成した結果のみを提供するものである。この方法によれば、調査票情報を用いた統計の作成等は調査実施者自身が行うため、依頼者は自ら作業する必要はなく、また、依頼者自身が調査票情報を利用しないことから、秘密の保護が確実であり、第33条第2号（及び同号に基づく施行規則第9条）で定めるような厳格な要件を求める必要がないと考えられる。

ただ、この方法であっても、目的のいかんを問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査票情報の取扱いについて国民に不安を与える可能性があり、また、一般からの委託により、調査実施者が本来行うべき業務に加えて個別に作業を行う必要が生じ、行政資源を費消することになる。そこで、本条を定めるに当たっては、「業務の遂行に支障のない範囲内」において、かつ、「学術研究の発展に資すると認める場合」その他の一定程度の公益性が認められる範囲で、委託に応じることができることとしたものである。

2 「その業務の遂行に支障のない範囲内において」

「その業務の遂行に支障のない範囲内において」とは、委託による統計の作成等が、調査実施者が公的機関として本来行うべき業務に加えて、依頼者のために個別に作業を行うものであることを踏まえ、本来行うべき業務に支障を及ぼ

してまで応じる必要がないことを規定するものである。なお、実際に「業務の遂行に支障」があるか否かについては、調査実施者において、個別に判断することとなる。

3 「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」

委託による統計の作成等は、調査実施者が調査票情報を利用して統計の作成等を行い、依頼者は作成された統計や研究結果の提供を受けるのみで、調査票情報そのものについては取り扱わない利用形態であることから、調査票情報に係る秘密保護については配慮された方法である。しかし、そのような利用形態であっても、目的のいかんを問わず応ずることは、調査票情報の利用について国民に不安を与える可能性が否定できない。そこで、本条では、委託に応じ得る範囲について、一定の公益性が認められる範囲に限るものとし、「学術研究の発展に資すると認める場合」を例示した上で、具体的には総務省令で定めることとしている。

詳細については、施行規則第 10 条を参照されたい。

4 「総務省令で定めるところにより」

統計の作成等を委託する際の手続の詳細については、事務的・技術的事項であることから、総務省令で規定することとしている。

詳細については、施行規則第 11 条から第 14 条を参照されたい。

5 「一般からの委託に応じ」

「一般からの委託に応じ」とは、一般からの委託に基づいて個別に対応することを意味する。「一般」とは、依頼者の資格として、第 33 条第 2 号に該当する者のような特別な要件を具備していることまでは要しないということの意味する。

6 「その行った統計調査に係る調査票情報を利用して」

「その行った統計調査に係る調査票情報を利用して」とは、委託による統計の作成等が、調査票情報を保有する調査実施者自身による利用形態の一つであることを明らかにしている。

7 「統計の作成等」

「統計の作成等」とは、第 32 条第 1 号で規定する「統計の作成等」と同じであり、具体的には、「統計の作成又は統計的研究」を意味する。

なお、委託の内容によっては、作成された統計の中で、該当する被調査者が 1 又は 2 しかない数値が表示されてしまう部分が生じる可能性があるが、このような場合については、第 41 条に規定する守秘義務の趣旨を踏まえ、基本的に、秘匿措置を講じた上で依頼者に提供する必要がある。

8 「行うことができる」

本条は、委託があった場合に、調査実施者が、自らの判断により調査票情報を用いて統計の作成等を行うことが、法律上許される旨を定めるにとどまるものであって、委託に応じることを義務付けるものではない。

委託に応じるか否かは、あくまで、調査実施者と委託者との合意に基づく行為として行われるものであり、調査実施者は、業務への支障や委託の目的を勘案しつつ、個別に判断することになる。

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

【趣旨】

本条は、新法第34条に基づき、行政機関の長又は届出独立行政法人等が一般からの委託に応じその行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる場合を定めたものである。

【解説】

1 第1号について

(1) 学術研究の定義

「学術研究」とは、日本学術会議法第10条及び第11条に定める区分によって示されるような意味における人文科学を中心とする科学、生命科学を中心とする科学並びに理学及び工学を中心とする科学の各分野における研究を意味するものである。

(2) 学術研究の発展に資すると認められる場合を規定する理由

「学術研究の発展に資すると認める場合」については、総務省令で定める場合の例示として新法上で既に明示されていることから、本号でも規定している。典型的には、大学の研究者が研究を行う場合が想定されるが、本号では、更に、後述(3)に掲げる要件も合わせて満たすことを求めている。

(3) 「次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合」

ア「統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること」とは、統計成果物を利用する目的が、専ら学術研究の用に供することであることをいう。

したがって、直接の目的かどうかについて疑義が生じるような場合、例えば、統計成果物を販売した後に付随的に学術研究を行うような場合(直接の利用目的が販売であるのではないかといった疑義が生じるような場合)には、本要件に該当しないと考えられる。

なお、この場合の学術研究の用とは、前記(1)で述べた研究に利用することを示す。

イ「統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること」とは、学術研究の成果としての論文等が、学会や学会主催の研究会の場で発表されること、学術誌、専門誌等(一般に入手が可能なもの)に掲載されること、また事情によってこのような場での発表ができない場合にあっては、出版やホームページ等への論文掲載を行うことをいう。

2 第2号について

(1) 高等教育の定義

本号イにより学校教育法第1条に基づく大学又は高等専門学校における教育を対象とするものである。

「大学」には、これに置かれる大学院(学校教育法第97条)や短期大学(学校教育法第108条第2項)が含まれる。専修学校や各種学校は該当しない。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合を規定する理由

大学又は高等専門学校における高等教育は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること等をその内容とするものである。また、大学及び高等専門学校における教育研究活動については公表義務があり、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することとされている。

加えて、大学等における学術研究と高等教育はともに密接に関係している。例えば、統計データの利用として大学教授等が、統計成果物又は匿名データを学術研究に使い、その研究成果を教授する上で用いる場合もあり得るし、また逆に、指導教官の下で、匿名データを用いた演習を行うような場合は、それは学術研究（実証研究）の一側面も有するものである。

このように、大学及び高等専門学校における高等教育については、学校教育法上も成果の公表を通じた社会発展への寄与が掲げられ、ここに不特定多数の者の利益への積極的貢献が認められるところである。また、その性格上、学術研究と密接な関係にあり、学術研究の発展に不可欠の要素を成すと解されることから、学術研究と同様に利用を認められ得る場合として規定している。

(参考) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第一百五條 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第二百三条 第三十七条第九項、第五十九条、第六十条第五項、第九十四条(設置基準に係る部分に限る。)、第九十五条、第九十八条、第一百五條から第一百七條まで、第九九條(第三項を除く。)及び第一百條から第一百三條までの規定は、高等専門学校に準用する。

(3) 「次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合」

ア「統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること」とは、統計成果物を利用する目的が、専ら教育の用に供することであることをいう。

したがって、直接の目的かどうかについて疑義が生じるような場合、例えば、統計成果物を販売した後に付随的に教育に利用するような場合(直接の利用目的が販売であるのではないかといった疑義が生じるような場合)には、本要件に該当しないと考えられる。

なお、教育の用に供するとは、例えば統計を用いて講義を行ったり、卒業研究の素材として大学が統計成果物の情報を提供するなどが該当する。

イ「統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること」

大学のホームページや一般に入手可能な出版物等に教育の実施状況が掲載されることをいう。